

「労災保険加入証明願」について

労災保険加入証明書を必要とされる場合は、下記により手続きをしてください。

1 手続き方法

- ・ 労災保険加入証明書は、依頼者をご用意された「別紙様式1 労災保険加入証明願」に、当局で直接証明印を押し返却(交付)するものになりますので、必要枚数分(1枚必要であれば1枚)を作成し、提出してください。
- ・ 証明願の受付及び証明書の交付は、原則として、郵送により行いますので、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。
- ・ 証明書の交付は、受理からおおむね1週間程度要します。なお、即日交付はできません。

2 提出先

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通一丁目9-15 盛岡第2合同庁舎5階
岩手労働局総務部労働保険徴収室 適用係
電話:019-604-3003